

令和8年度 納付書(総括表)

整理番号		勝山市指定番号			
福井県勝山市長様		- - -			
給与支払者	住所	〒 TEL () -			
	法人番号又は個人番号				
	名称又は 氏名	(フリガナ)			
担当者連絡先	部署 担当者名	TEL () -			
関与税理士	TEL () -				
受給者総人員 (1月1日現在、事業所における給与受給者の総人数)			人		
勝山市への 送付内訳	令和8年度 市県民税 納付方法	特別徴収 普通徴収	6月以降、毎月の給与天引きが可能 本人が直接納付 (給与天引き不能)	内 在職者 内 退職	人 人
	合計			人	
特別徴収の場合の納付書(冊子)		要・不要	新規に特別徴収を行う事業所	希望	

※納付書が必要な場合は必ず「要」で回答してください

～特別徴収事業所の方～

※ 令和8年度 市・県民税および森林環境税特別徴収税額通知書の送付先について
事業所内にて個人番号を取り扱う部署様宛に、適切に税額通知書を送付するため、
以下の内容を確認のうえ、1～3のいずれかにチェックをお願いします。

- 1 総括表記載の住所・事業所・部署を送付先とします。
- 2 (別住所・別会社等に送付先を設定している場合)以下の送付先で変更ありません。

送付先住所

送付先名称

- 3 送付先を登録・変更します。

記入欄

住所	〒
名称	
部署名	TEL

令和8年度 納付書(総括表)

整理番号		勝山市指定番号			
福井県勝山市長様		- - -			
給与支払者	住所	〒 TEL () -			
	法人番号又は個人番号				
	名称又は 氏名	(フリガナ)			
担当者連絡先	部署 担当者名	TEL () -			
関与税理士	TEL () -				
受給者総人員 (1月1日現在、事業所における給与受給者の総人数)			人		
勝山市への 送付内訳	令和8年度 市県民税 納付方法	特別徴収 普通徴収	6月以降、毎月の給与天引きが可能 本人が直接納付 (給与天引き不能)	内 在職者 内 退職	人 人
	合計			人	
特別徴収の場合の納付書(冊子)		要・不要	新規に特別徴収を行う事業所	希望	

※納付書が必要な場合は必ず「要」で回答してください

～特別徴収事業所の方～

※ 令和8年度 市・県民税および森林環境税特別徴収税額通知書の送付先について
事業所内にて個人番号を取り扱う部署様宛に、適切に税額通知書を送付するため、
以下の内容を確認のうえ、1～3のいずれかにチェックをお願いします。

- 1 総括表記載の住所・事業所・部署を送付先とします。
- 2 (別住所・別会社等に送付先を設定している場合)以下の送付先で変更ありません。

送付先住所

送付先名称

- 3 送付先を登録・変更します。

記入欄

住所	〒
名称	
部署名	TEL

給与支払報告書(総括表)記載要領

- この給与支払報告書は、地方税法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に支払報告書を提出してください。なお、休職者および個人で確定申告をされる方の分も提出が必要です。
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたもの 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「担当者連絡先」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属、係およびその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「勝山市への送付内訳」欄には、令和8年度における市県民税の納付方法別の延べ人数を記載してください。
- 「特別徴収」とは、事業者(給与支払者)の方が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員の住所地の市町に納入していただく制度です。地方税法第321条の4及び市町村の条例により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収の義務のある方は、原則特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくことになります。
- 特別徴収の場合、納付書(冊子)の「要・不要」のどちらかをマルで囲んでください。
- 新規に特別徴収義務者に該当する事業所は、「希望」を赤マルで囲んでください。

事業者の皆様へ

福井県および県内全市町は、平成28年度から、総従業員数3名(※)以上の事業者の方を特別徴収義務者に段階的に指定し、従業員の方の個人住民税を特別徴収(給与引去)していただくよう取組を進めております。

※対象となる事業所は、各年度において各市町に提出された給与支払報告書の枚数から、退職者(退職予定者を含む)分等を除いた数で判断しております。

原則、すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような場合の従業員は、普通徴収とすることができますが、普通徴収とする従業員がいる場合には、次の①②の手続きを行ってください。

- 普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)を提出してください。
- 給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、該当する符号(「普F」など)を記入してください。

※①②のいずれかの手続きがない場合、原則どおり特別徴収として取り扱います。

・他の事業者から特別徴収されている。	・個人事業者の事業専従者である。
・5月末までに退職予定である。	・年間の給与額が103万円未満である。
・給与が毎月支払われず不定期である。	・1年未満の契約社員である。

特別徴収義務者の事業者の場合、翌年度5月31日までに、勝山市より特別徴収税額決定通知書(事業者用・従業員個人用の2種類)を送付します。

事業者の方は、従業員の方に特別徴収税額決定通知書(従業員個人用)をお渡しし、特別徴収税額決定通知書(事業者用)に記載されている各従業員の税額を、6月分から翌年5月分にかけて給与引去し、勝山市に納入していただくことになります。

給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の提出期限は、令和8年1月15日(木)です。

※法定提出期限は令和8年2月2日ですが、課税事務の都合上早期提出にご協力をお願いします。

提出時に給与支払報告書を綴じる際は、ホッチキスを使用せず、クリップ等を使用していただきますようお願いします

給与支払報告書(総括表)記載要領

- この給与支払報告書は、地方税法第317条の6第1項又は第3項に規定する給与について使用してください。
- 給与の支払をする者で、給与所得について所得税を源泉徴収する義務のあるものは、次により関係市町村に支払報告書を提出してください。なお、休職者および個人で確定申告をされる方の分も提出が必要です。
(イ) 1月1日現在において給与の支払を受けている者 1月31日まで
(ロ) 給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたもの 退職した年の翌年の1月31日まで
- 「法人番号又は個人番号」欄には、給与支払者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第15項に規定する法人番号をいう。)又は個人番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載してください。
- 「担当者連絡先」欄には、この報告書について応答する者の氏名、所属、係およびその電話番号を記載してください。
- 「受給者総人員」欄には、1月1日現在において給与の支払をする事務所、事業所等から給与等の支払を受けている者の総人員を記載してください。
- 「勝山市への送付内訳」欄には、令和8年度における市県民税の納付方法別の延べ人数を記載してください。
- 「特別徴収」とは、事業者(給与支払者)の方が、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を徴収し、従業員の住所地の市町に納入していただく制度です。地方税法第321条の4及び市町村の条例により、給与を支払う事業者で所得税の源泉徴収の義務のある方は、原則特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収を行っていただくことになります。
- 特別徴収の場合、納付書(冊子)の「要・不要」のどちらかをマルで囲んでください。
- 新規に特別徴収義務者に該当する事業所は、「希望」を赤マルで囲んでください。

事業者の皆様へ

福井県および県内全市町は、平成28年度から、総従業員数3名(※)以上の事業者の方を特別徴収義務者に段階的に指定し、従業員の方の個人住民税を特別徴収(給与引去)していただくよう取組を進めております。

※対象となる事業所は、各年度において各市町に提出された給与支払報告書の枚数から、退職者(退職予定者を含む)分等を除いた数で判断しております。

原則、すべての従業員から特別徴収する必要があります。ただし、次のような場合の従業員は、普通徴収とすることができますが、普通徴収とする従業員がいる場合には、次の①②の手続きを行ってください。

- 普通徴収切替理由書(兼 仕切紙)を提出してください。
- 給与支払報告書(個人別明細書)の摘要欄に、該当する符号(「普F」など)を記入してください。

※①②のいずれかの手続きがない場合、原則どおり特別徴収として取り扱います。

・他の事業者から特別徴収されている。	・個人事業者の事業専従者である。
・5月末までに退職予定である。	・年間の給与額が103万円未満である。
・給与が毎月支払われず不定期である。	・1年未満の契約社員である。

特別徴収義務者の事業者の場合、翌年度5月31日までに、勝山市より特別徴収税額決定通知書(事業者用・従業員個人用の2種類)を送付します。

事業者の方は、従業員の方に特別徴収税額決定通知書(従業員個人用)をお渡しし、特別徴収税額決定通知書(事業者用)に記載されている各従業員の税額を、6月分から翌年5月分にかけて給与引去し、勝山市に納入していただくことになります。

給与支払報告書の提出について

給与支払報告書の提出期限は、令和8年1月15日(木)です。

※法定提出期限は令和8年2月2日ですが、課税事務の都合上早期提出にご協力をお願いします。

提出時に給与支払報告書を綴じる際は、ホッチキスを使用せず、クリップ等を使用していただきますようお願いします